

所沢市告示 第 342 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 7 月 1 日

所沢市長 小野塚 勝徳

1 許可番号 令和 7 年 3 月 28 日
第 29R060490 号

2 検査済証番号 令和 7 年 6 月 30 日
第 36R07013 号

3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

所沢市上新井五丁目39番2の一部、同番3の一部、同番4の一部（第一工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

所沢市告示第 3 4 3 号

所沢市財政事情の作成及び公表に関する条例の規定により、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間における財政事情及び令和 6 年度の決算の概況を次のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 1 日

所沢市長 小野塚 勝 俊

様式第10号

公 示 送 達 書

所沢市告示第 344 号

令和7年7月1日

下記の書類は、財務部市民税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業所を次のとおり指定した。

令和7年7月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

事業所番号	事業者の名称及び 事務所の所在地	相談支援事業所の名称 及び所在地	指定相談支援の種類	指定 年月日	障害 種別
(特定相談) 1132501709 (障害児相談) 1172500678	株式会社ファブ 埼玉県所沢市美原町1丁目2912番地2 黒田マンション305	あじさい 埼玉県所沢市上新井2-27-6 エステート3-101	特定相談支援事業 障害児相談支援事業	令和7年7月1日	特定なし

所沢市告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定により、市道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者は、所沢市建設部道路維持課に申し出ること。

令和 7年 7月 1日

所沢市長 小野 塚 勝 俊

1 保管した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
普通自動二輪車	車名 ヤマハ ジョグ 塗色 黒 登録番号 取付なし 車体番号 AY01-1016759	1台

2 保管した違法放置等物件が放置されていた場所

所沢市小手指町3丁目27番地の1先

3 違法放置等物件を除去した日時

令和7年6月27日 午前10時

4 違法放置等物件の保管を始めた日時

令和7年6月27日 午前11時

5 違法放置等物件の保管場所

所沢市大字上安松1167番地（所沢陸橋下倉庫）

6 連絡先

所沢市建設部道路維持課

電話 04-2998-9168

7 所有権の帰属

告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は所沢市長に帰属する。